



# がんばろう石巻 市報いしのまき

## 災害臨時号 第3号

市報いしのまき 号外 平成23年4月13日発行  
 編集/発行 石巻市企画部秘書広報課 ☎95-1111  
 〒986-8501 宮城県石巻市穀町 14-1  
 ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>  
 Eメール [ispubinfo@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:ispubinfo@city.ishinomaki.lg.jp)

### 全国から、世界から、復興ボランティア集結!!



▲4月10日(日)、石巻駅前にぎわい交流広場で、「まちなかスマイルプロジェクト(泥排除まちなか活動)」の始動式が行われました。  
 石巻市の復興のため、連日、多くの復興ボランティアの皆さまが、汗を流していただいています。ありがとうございます。

被災状況 (4月10日 8:00 現在 行方不明数は4月4日現在)

死者	行方不明	避難者	避難所
2,653人	2,770人	16,004人	134カ所

参考 人口 162,822人 世帯 60,928世帯(平成23年2月末現在)

震災後の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル ☎0225-95-1112

受付時間 午前8時30分～午後7時

仙台弁護士会による無料法律相談開催

予約不要

◇市役所2階 相談室A・B

4月28日(木)まで 午前10時～午後3時〔土日除く〕

◇相川子育て支援センター 4月17日(日) 午前11時～午後1時

◇北上中学校 4月17日(日) 午後2時30分～4時

◇雄勝森林公園 4月17日(日) 午前11時～午後0時30分

◇大須小学校 4月17日(日) 午後2時～4時

◇十八成老人憩の家 4月17日(日) 午前11時～午後0時30分

◇清優館 4月17日(日) 午後2時～4時

問 市民相談センター・秘書広報課

4月14日(木)から申請受付を開始します。

### 被災証明書・り災証明書の発行

受付時間 午前9時～午後4時30分(当分の間、毎日受付)

受付場所 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所(にっこりサンパーククラブハウス内)、牡鹿総合支所、渡波支所、稲井支所(稲井公民館内)、萩浜支所(萩浜中学校内)

※蛇田支所は、都合により受け付けできませんが、申請用紙は、窓口で配布します。

※渡波支所、稲井支所、萩浜支所については、当日交付ができませんので、お急ぎの方は本庁・総合支所での受け付けをお願いします。

郵送受付 郵送による申請受付も行います。市ホームページからダウンロードし、返信用封筒(80円切手貼)に住所・氏名等を記入の上申請してください。

宛先 〒986-8501〔住所不要〕石巻市役所り災証明郵便発行係 申請書の事前配布

当日、申請書を記載し受付に提出することになりますが、事前に申請用紙が必要な方は、市役所2階 総合案内窓口(市民の部屋)または各総合支所・各支所で配布します。

◇お願い ※被災証明書、り災証明書の受付制限はありませんので、余裕を持ってお越しください。

※受付会場は大変混雑が予想され、ご迷惑をお掛けします。また、車でお越しの場合には、駐車台数が限られていますので、ご了承ください。

### 申請に必要なもの

- (1) 印鑑(認印で可)
- (2) 本人確認資料(自動車運転免許証など)
- (3) 本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
- (4) すでに修繕を開始している方は修繕見積書
- (5) 被災写真(2～3枚程度)
- (6) カメラの流出などで記録手段のない方は、スケッチや記録メモなどでも可能

\* 印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨申し出願います。

「被災証明書」=被災した事実を証明するもので、住家以外が対象となります。

「り災証明書」=住家の被災程度を証明するもので、市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。

### ◇ご注意願います

\* 津波被害により全壊された住家については、原則的に受け付けした当日に事実を確認した上で証明書を交付します。

\* 全壊以外の大規模半壊、半壊、一部損壊に該当する場合は、市が被災状況調査を実施した後に交付します。即日交付はできませんので、ご了承願います。

※4月7日(木)の地震により電算機器に支障をきたし、当初予定より受付開始が遅れています。ご理解とご協力をお願いします。

問 証明書発行担当 防災対策課  
 家屋り災調査担当 税務課

**被災者生活再建支援制度**

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

**受付開始** 4月14日(木)から(当分の間、毎日受付)

**受付時間** 午前9時～午後4時30分

**受付場所** 市役所3階多目的ホール、各総合支所(雄勝、北上は除く)

**支給対象者**

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

**支援金の支給額**

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の3/4の額)

(1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

被害程度	全壊	解体	大規模半壊
複数世帯支給額	100万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	75万円	75万円	37.5万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
複数世帯支給額	200万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	150万円	75万円	37.5万円

**必要書類等**

(1) 基礎支援金

- ① 災証明書 ② 預金通帳の写し(※申請者(世帯主)の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)
- ③ 「半壊」または「大規模半壊」の「災証明」を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」

(2) 加算支援金 上記の必要書類のほかに、住宅を建設、購入、賃借および補修するときの契約書等の写し 問 福祉総務課

**住宅の応急修理制度**

応急的な住宅の修理を支援する制度です。

**対象者** 以下の全ての要件を満たす方(世帯)

- (1) 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと(災証明書が必要)  
なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。
- (2) 応急修理を行なうことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- (3) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

**限度額等** (1) 一世帯当たりの限度額は52万円です。  
(2) 同一世帯(1戸)に2つ以上の世帯が居住している場合でも、上記(1)の一世帯当たりの限度額以内となります。

**受付開始** 4月18日(月)から(当分の間、毎日受付)

**受付時間** 午前9時～午後4時30分

**受付場所** 市役所5階 建築指導室

※この制度を受けるには、応急修理の範囲や所得制限などの要件があります。

問 建築課建築指導室

**り災状況調査** 4月4日(月)から始まり、5月上旬ごろまでに終了予定です。

**調査時間帯** 午前8時30分～午後5時(調査への立会いは、必要ありません)

**調査区域** (1) 津波による全壊地区を除き、市内全域を調査します。  
(2) 調査の順番は、津波による浸水地区(市内中心部等)から、地震のみの被害地区に向けて調査します。

**調査方法** ・津波により全壊した地区は、字ごとの地区を限定し、判定します。  
・浸水地区や地震のみの被害地区は、一棟ごとの調査を行います。

※調査終了地区は、随時、市ホームページなどでお知らせします。

※調査日時などの指定はできませんので、ご了承願います。

問 税務課

**災害弔慰金**

東北地方太平洋沖地震で死亡された方のご遺族に対して、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。

**対象世帯** 東北地方太平洋沖地震により死亡した方(行方不明者を含む)で、被害を受けた当時、石巻市に住所を有していた方のご遺族が対象となります。

**遺族の範囲・順位** (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母  
※行方不明の場合は、災害のやんだ後3カ月を経過してから手続きができます。

**弔慰金の支給額** 弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとなります。

生計を主として維持していた場合 500万円

その他の場合 250万円

- 必要書類等**
- ① 災害弔慰金支給調査票(各受付窓口で配付)
  - ② 死亡診断書(検案書)等の写し
  - ③ 支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証、年金証書等)
  - ④ 戸籍謄本(支給対象者と死亡した方との関係が分かる戸籍謄本)
  - ⑤ 振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)

**受付開始** 4月14日(木)から **受付時間** 午前9時～午後4時30分

**受付場所** 市役所3階多目的ホール、各総合支所(雄勝、北上は除く)

問 福祉総務課

**倒壊家屋等の処理に関するお知らせ**

被害を受けた家屋等で、石巻市が全壊と認め、これに基づいて発行した「災証明書」を受領された市民の皆さまを対象に申請を受け付けします。(申請に基づき、後日、解体実施のための手続きが必要となります)

なお、大規模半壊および事業所等については、国および県からの明確な方針が示されていないため、方針が決定次第、お知らせします。

**申請対象者** り災証明で全壊と判定された方

**受付開始** 4月14日(木)から(当分の間、毎日受付)

**受付時間** 午前9時～午後4時30分

**受付場所** 市役所3階 環境課・各総合支所

**解体等の経費** 全額、市の負担となります。

- 必要書類等**
- ① 印鑑(認印で可) ② り災証明書
  - ③ 本人確認資料(自動車運転免許証等)
  - ④ 本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
  - ⑤ 被災写真(2～3枚程度)

※印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨申し出願います。

◇解体等＝家屋解体、漂着ガレキなどの撤去、収集運搬までの処理のこと

問 環境課

**被災者向け応急仮設住宅(応急プレハブ住宅) 第2次入居者募集**

**受付日時** 4月14日(木)～20日(水) 午前8時30分～午後5時

**受付場所** 市役所2階 福祉総務課、各総合支所、各支所、各指定避難所

**建設計画** ① 建設戸数 100戸(渡波地区 万石浦公園内)

② 建設戸数 100戸(大橋地区 県合同庁舎用地内)

※既に、先の入居申請を提出されている方は提出する必要はありません。

問 福祉総務課・建築課

**窓口業務** 4月11日(月)から再開しています。(平日のみとなります)

**受付時間** 午前9時～午後5時

**再開する窓口** 市民課、税務課、河北総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、蛇田支所(他の総合支所・支所は、被害が甚大なため、もうしばらくお時間をいただきます)

**再開する業務** 住民票・戸籍に関する諸証明、住民票の異動(転入・転居・転出等)、戸籍届出、印鑑証明、印鑑登録(午後3時までの受付) 原動機付自転車等の登録・廃車届の受付

問 市民課(市役所2階)

市税に係る課税・納税等の各種証明書の発行および閲覧  
(※震災の被害を受けた方は、発行手数料が減免となる場合がありますので、ご相談ください) 問 税務課(市役所3階)